

令和5年度事業計画

令和4年度は、コロナ禍の影響のなか上半期においては、その影響を受けつつ感染症対策をしながらもオンライン研修や会議等を実施してきた。下半期においては経済活動も活発化し、懇親会等の開催などコロナ禍前の状況に戻りつつある。一方で国は令和3年9月1日にデジタル庁を立ち上げマイナンバーの普及を加速化し、さらに令和5年4月1日にこども家庭庁を設立し、「新しい資本主義」の実現に向け、様々な施策の展開を図っているところである。

このような状況下のなか総会で承認いただいた事業について、一つ一つ実施してきたところであるが、令和5年度においては、連合会が掲げる「働き方改革」から「働きがい改革」への実行、そして「人を大切にする社会の実現」にむけて社労士としての使命感をもって事業に取り組んでいきたいと考えているところである。

令和5年度事業計画の全体像

I.事業環境の変化に適合できる専門能力向上に関する事業

- 1 分野別専門研修（法令及び業務研修）
- 2 人を大切にする社会づくりの実現のための人事労務研修
- 3 人間力及びコミュニケーション能力向上のための研修
- 4 デジタル化研修
- 5 新規入会者等への研修
- 6 支部研修への支援
- 7 北海道・東北地域協議会研修への参加及びe-ラーニング等による専門講座への受講勧奨
- 8 社労士の品位保持に関する研修
- 9 倫理研修及び必須未受講者への対策強化

「人を大切にする社会づくり」の実現のため、さらには国民の負託に応えるために社労士としての品位を保持するとともに専門家として必要かつ高度な業務遂行能力の習得のため、業務委員会を中心にその研修事業を行う。また連合会倫理委員会作成のテキスト「社労士に求められる職業倫理」を中心に随時倫理研修を行うとともに5年ごとの必須研修である倫理研修については、連合会のe-ラーニングを利用し実施する。

また、「ビジネスと人権」の潮流のなか企業のワークエンゲージメント^{※1}を高め、ディーセントワーク^{※2}を実現するための質の高い研修会も併せて行っていく。

※1 社員の会社に対する「愛着心」「愛社精神」等をいい、これを高めることで、人材の定着、社員のモチベーションの向上につながる。

※2 働きがいのある、平等でかつ公平な処遇、そして人間らしい職場で働くことで生産性の高い仕事の実践でき、持続可能な社会へとつながっていく。

II.事業環境の急激な変化と新たな局面に対応した社労士業務の推進に関する事業

- 1 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業（労働局委託）
- 2 働き方改革労務監査事業
- 3 デジタル化推進事業
- 4 S R P II の取得促進事業
- 5 国の重点施策や法改正の施行の影響を受ける特定の業種への支援事業

労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施を担う唯一の国家資格者として、広く国民生活の向上に寄与するとともに、社労士業務の拡充・改善及び社労士制度のさらなる発展のための事業を行う。今年度も福島労働局より委託を受けた福島働き方改革推進支援センター（以下「推進支援センター」という）の事業を支援推進する。

また、働き方改革労務監査委員会を中心に働き方改革における県内中小企業に向けた研修を実施する。さらに労務監査に関する事業については連合会との連携を視野に入れ進める。加えて会員対象に働き方改革労務監査事業について必要な研修を行う。

III.社労士の社会的使命の実現と社会貢献に関する事業

- 1 働き方改革を推進するための県内企業に向けたセミナーの実施
- 2 福島県社労士会総合相談所の事業

- 3 ワークルールに関する事業
- 4 障がい者等への支援セミナーに関する事業
- 5 東日本大震災及び原発事故復興等災害復興に関する事業
- 6 社労士会労働紛争解決センター福島の運営等に関する事業
- 7 関係機関・団体との連携の強化及び交流に関する事業
- 8 街角の年金相談センター福島の運営に関する事業
- 9 日本年金機構からの委託による年金事務所における年金相談窓口等の運営業務
- 10 がん治療者等に係る就労支援
- 11 成年後見制度の推進に関する事業

国家資格者としての社労士が社会に貢献することは社労士に課せられた使命である。その使命感をもって事業を遂行する。県内企業特に中小零細企業における支援について使命感をもって行う。

また、労働・年金の専門家として、社労士業務を通して国民及び事業主のニーズに応え、社会に対する貢献と制度発展のために寄与する年金・労働・医療総合相談所の広報・宣伝を強化し、利用促進に努める。また、複雑かつ高度な専門的相談に対応するため新規相談員の養成も含め、相談員研修を実施するとともに、社労士会労働紛争解決センター福島との連携・支援体制を構築する。

さらに、これから社会に出て働く高校生、大学生等が安心して働けるよう、年金、健康保険、労働保険等の社会保障制度と社会人としての心構え及び労働基準法など働くときのルールや制度について、支援セミナーを継続して実施する。年金事務所或いは新聞社とのコラボによる共同開催等工夫を加え、広くその有用性を高めていくために引き続きワークルールセミナーを実施するとともに、特に令和4年度に実施した「特別非常勤講師制度」に基づいた高等学校への授業も併せて展開をし、加えて障がい者への支援セミナー、がん治療者等への就労支援についても引き続き行う。

また福島県との災害協定に基づいた支援を行うとともに、予期せぬ災害については速やかに災害対策本部を設置し対応をする。東日本大震災及び原発事故復興支援事業については、引き続き復興支援のための福島県社労士会総合相談所における相談会の実施(第1,2,3,5水曜日)また復興支援のためのいわき市役所における相談会の実施(月1回)さらには公益社団法人福島相双復興推進機構から協力要請の復興支援事業の実施、加えて東日本大震災及び原発事故を後世に伝えるべき事業等の検討を引き続き行う。

IV. I から III に関する広報事業

- 1 社労士制度及び社労士会の活動を周知するための対外的な広報事業
- 2 関係機関・報道機関との連携による広報活動
- 3 会報の発行及びホームページを活用した会員に向けた広報事業
- 4 SNS を活用した効率的な広報活動

国民、事業主に対して社労士活用の高度な有用性の理解促進と労働・社会保障等の専門士業としての社労士ブランドの価値をさらに高めるために、また「人を大切にする企業づくり」から「人を大切にする社会づくり」の実現のために、新聞、ラジオ等マスメディアの活用だけでなく、SNS による広報も積極的に展開する。

特に 12 月 2 日の「社労士の日」等、社労士会の事業・イベントに関して、マスメディアを通じて、広く広報活動を展開する。

また、ホームページの活用により、社労士の業務内容、県会及び支部の事業、委託事業等を知らせすることで、国民、県内企業に対し社労士制度の広報を図る。また、連合会からの情報も含めて内容を充実させ、ホームページのアクセス数をさらに増やす。会報については、従来通り年 2 回の発行を予定し、併せて引き続き県内 13 市長、市議会議長、福島県内選出国會議員・協定締結の関係団体へも送付する。

V. その他の事業

- 1 組織の強化、及び事務局職員の働きがい改革推進と業務の効率化のための基盤強化に必要な措置
- 2 社会保険労務士試験合格者への説明会の開催
- 3 連合会、北海道・東北地域協議会等との連携、協力
- 4 社会保険労務士試験、特別研修、紛争解決手続き代理業務試験への協力
- 5 関係士業、団体との情報交換、協力
- 6 社会保険労務士制度 55 周年記念に関する事業
- 7 連合会が提唱する全国の被災地域同士の情報交換会への参加

効果的な事業展開をすべく組織体制を強化するとともに、事務局の基盤強化に資するよう必要な措置を実施する。

また、社会保険労務士試験合格者への説明会は、継続事業として引き続き実施する。

なお、本年度節目となる社会保険労務士制度 55 周年記念に関する事業を実施する。